

# 国立大学法人東京医科歯科大学の産学官連携活動における

## 秘密情報管理に関する規則

平成29年6月1日  
規則第69号

(趣旨)

第1条 近年、大学をはじめとした教育研究機関（以下「大学等」という。）は、イノベーション創出を目指して企業及び外部の研究機関等（以下「外部機関等」という。）との産学官連携活動を活発に推し進めている。このような状況において、共同研究等を通じて外部機関等から秘密として保持すべき情報が大学等に持ち込まれるなど、大学等が外部機関等の秘密情報を保有し、これを取り扱う可能性が従来よりも増している。そのため、大学等が保有する秘密情報はその内容及び性質により求められるレベルに応じて適切に管理することが必要不可欠となっている。

国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）は、本学と本学の職員等の産学官連携活動における秘密情報を適正に把握・管理することにより、本学と職員等に対する外部機関等及び社会からの信頼を確保し、もって健全な産学官連携活動及び公正な医歯学研究を推進するため、産学官連携活動における秘密情報管理に関する規則をここに定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「職員等」とは、本学の役員及び職員をいう。
- (2)「学生等」とは、本学に在籍する学生、大学院生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び大学院研究生をいう。
- (3)「共同研究員等」とは、企業及び外部の研究機関等（以下「外部機関等」という。）から研究者を受入れて、本学の職員等と外部機関等の研究者とが共通の課題について共同して研究を行う者及び国立大学法人東京医科歯科大学研究員等受入規則（平成16年規則第178号）第2条第2号から第7号、国立大学法人東京医科歯科大学連携研究員受入規則（平成19年11月規則第62号）第2条第1号及び国立大学法人東京医科歯科大学における独立行政法人日本学術振興会特別研究員取扱要項に掲げる者をいう。
- (4)「産学官連携活動」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア. 企業と大学等との共同研究、受託研究など研究面での活動
  - イ. 企業でのインターンシップ、教育プログラム共同開発など教育面での連携
  - ウ. TLO（Technology Licensing Organization：技術移転機関）の活動など大学等の研究成果に関する技術移転活動
  - エ. 兼業制度に基づく技術指導など研究者によるコンサルタント活動
  - オ. 大学等の研究成果や人的資源等に基づいた起業
- (5)「秘密情報」とは、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、臨床研究に関する倫理指針（厚生労働省告示第255号平成15年7月30日施行、平成16年12月28日全部改

正、平成20年7月31日全部改正)第1の3(1)に規定する臨床研究に係る個人情報を含む秘密情報の管理については別に定めるものとする。

ア. 産学官連携に資する本学独自で創出された情報又は職員等の異動により本学に持ち込まれた情報(ただし、本学への持ち込みに関して当該職員等の異動元の了解が得られたものに限る。)(以下「本学独自情報等」という。)であって、公然と知られておらず、かつ、本学が秘匿すべきと判断するもの。

イ. 外部機関等から提供された情報並びに産学官連携の成果として本学と外部機関等が共同で創出した情報(以下「外部機関提供情報等」という。)のうち産学官連携への展開の可能性があり、公然と知られておらず、かつ、本学が当該外部機関等との契約に基づき秘匿することを義務付けられたもの。

(6)「高度な秘密情報」とは、秘密情報のうち、本学独自情報等については企業等への技術移転若しくはライセンスが可能なもの、又は共同研究若しくは受託研究に使用可能なものを含む技術上の情報として特に有用なものであり嚴重に秘匿すべきと本学が判断するもの及び産学官連携活動に特に有用であって嚴重に秘匿すべきと本学の知的財産評価会議委員長が判断するものをいい、外部機関提供情報等については当該外部機関等が高度な秘密管理を要請し、本学が同意するものをいう。

(7)「知的財産」とは、次に掲げるものを総称としていう。

ア. 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

イ. 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む)及び外国における上記各権利に相当する権利

ウ. 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ財産的価値のあるもの。

エ. 学術上又は産業上有用な研究試料

(8)「文書等」とは、文書、図画、写真、半導体メモリ、光ディスク、磁気ディスクその他の情報を記載又は記録可能なものをいう。

(9)「電子化情報」とは、半導体メモリ、光ディスク、磁気ディスクその他の電子媒体に電子的に記録された情報であって、情報機器によって読出しが可能な形態にあるものをいう。

(10)「物件」とは、物品(研究成果有体物を含む。)、製品、設備その他の文書等以外のものをいう。

(11)「秘密情報資料」とは、秘密情報が記載又は記録された文書等及び秘密情報を含む物件をいう。

(責任体制)

第3条 学内における秘密情報の管理を統括するため、学長が最高管理責任者となり、学長の下に秘密情報管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。統括責任者は、産学官連携・研究展開担当理事をもって充てる。

2 研究室、研究グループ及び産学官連携に係る部署（以下「研究室等」という。）における秘密情報を管理するため、各研究室等に秘密情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。管理責任者は、各研究室等の長とする。

（秘密情報管理責任者の責務）

第4条 管理責任者は、第2条に定める秘密情報について適切に管理を行うものとする。なお、外部機関提供情報等に含まれる秘密情報については、当該秘密情報の取扱いに係る当該外部機関等との契約が存在する場合には、その契約の規定が優先するものとする。

2 管理責任者は、秘密情報の秘密保持期間、使用目的並びにアクセスすることができる職員等、学生等及び共同研究員等の範囲（以下「アクセス権者」という。）を特定するものとする。

3 管理責任者は、学生等が秘密情報にアクセスすることについて、適切な指導をしたうえで、認めるものとする。

4 管理責任者は、秘密情報について日時の経過等により秘密性が低くなった又は秘密性がなくなった場合においては、その都度、その指定の解除を行うものとする。

（申告、届出、報告）

第5条 管理責任者は、自ら管理する研究室等の職員等が秘密情報及び秘密情報資料を外部機関等との秘密保持契約若しくは研究成果有体物の授受に係る契約の対象とする場合又は外部機関等との共同研究等の実施若しくは知的財産に係る出願に使用する場合は、事前に統合研究機構事務部に所定の様式で申告しなければならない。

2 管理責任者は、自ら管理する研究室等の職員等及び学生等が高度な秘密情報を創出したものと判断した場合には、国立大学法人東京医科歯科大学職務発明規則（平成16年規則第242号）第5条第1項に基づき、産学連携研究センターに届け出なければならない。産学連携研究センターは、届け出られた秘密情報を高度な秘密情報として指定するか否かの審議を知的財産評価会議に付託し、その審議結果を当該管理責任者に通知するものとする。

3 知的財産評価会議委員長は、前項の規定に係わらず、産学官連携活動に特に有用であって嚴重に秘匿すべき情報を高度な秘密情報として指定するとともに、当該情報を取り扱う管理責任者に対して適切な管理を命ずるものとする。

（秘密保持義務）

第6条 職員等は、本学独自情報等について本学に対する秘密保持義務を、また外部機関提供情報等について外部機関等への秘密保持義務をそれぞれ負うものとする。

2 学生等を共同研究等に関与させる場合、管理責任者は当該学生等に対して当該共同研究等に自由意思で参加することの確認を行った上で、共同研究等を開始する前に、「学生の研究への参加に関する誓約書」に署名させ、また、その写しを学長に提出するものとする。

3 共同研究員等を受け入れる場合、管理責任者は当該共同研究員等に対して、共同研究等を開始する前に、研究成果の取扱い及び秘密情報の取扱いを記載した誓約書に署名させるものとする。

とする。また、その写しを統合研究機構事務部に提出するものとする。

- 4 管理責任者は、人材派遣会社、委託業者、請負業者等派遣契約、業務委託契約、請負契約等に基づき本学における業務に従事する第三者に対し、秘密情報の開示をする必要があるときには、当該契約において秘密保持義務を課すものとする。

(職員等の退職又は異動後の秘密保持義務)

第7条 退職又は外部機関等へ異動した職員等は、在職中に知り得た秘密情報を退職又は異動後も統括責任者の許可なく開示、使用してはならない。

- 2 退職又は外部機関等へ異動する職員等は、統括責任者の事前の許可なく秘密情報資料の持ち出し又は秘密情報を含む電子化情報の転送を行ってはならない。

- 3 退職又は外部機関等へ異動する職員等は、当該職員等と秘密情報を共有する外部機関等から要望があった場合等に、秘密保持の誓約書を提出するものとする。

(秘密情報管理に関する調査及び審議)

第8条 秘密情報管理に関する調査、運用手続き等において審議の必要が発生した場合には、研究不正防止計画・推進委員会が取り扱う。

(事務)

第9条 産学官連携活動における秘密情報管理の取扱いに関する事務は、統合研究機構事務部において処理する。

附 則

この規則は、平成29年6月1日から施行する。